

平成 23 年 2 月 28 日現在

研究種目：基盤研究（C）
研究期間：2007～2009
課題番号：19530059
研究課題名（和文） 犯罪被害者と刑事手続—裁判員裁判における法制度構築を中心として
研究課題名（英文） Crime Victims and the Criminal Procedure
研究代表者
加藤 克佳（KATO KATSUYOSHI）
愛知大学・法学部・教授
研究者番号：20202012

研究成果の概要（和文）：本研究では、一方で、刑事手続の流れという時系列を念頭に置きつつ、他方で、①被害者の「保護」、②被害者への「情報提供」、③被害者の「参加」、④被害者の「損害回復・救済」という4つの主要論点について問題点を整理・分析し、刑事司法における犯罪被害者の地位や権利・権限、利益の保障に向けた総合的・包括的施策策定のための基盤研究を行うことを目的として研究を行った。これと併行して、裁判員裁判の場合にどこが一般の刑事裁判と異なる扱いを必要とするのかに十分留意して、検討を進めた。具体的には、研究代表者を含め従来行われてきた研究成果も十分踏まえつつ、幾つかの点で創意・工夫を凝らすことを計画し、被害者論ないし被害者の地位や権利・権限論を検討し、これまでの総括と今後の課題・展望を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In my research, while I put it on mind to focus on the time-line of flow in criminal proceedings, I also analyzed the four main points under discussions and analyses; (1) "Protection" for crime victims, (2) "Information Providing" to victims, (3) "Participation" by victims in the criminal procedure, and (4) "Damages-Recovery and Relief" for victims. The main goal of this research is a basic study for the synthetic and comprehensive policy-makings, through which the position and the right and/or competence of victims should be well secured in the administration of criminal justice. At the same time, this research took it into consideration sufficiently, whether and to which extent at the lay judge trial the different treatments from a general criminal trial should be demanded. Specifically, it was planned to base upon research results that had been done including the research representative so far enough, and be original and to exert one's ingenuity by some respects. The overview of former research, the current problems and its perspective in the future were clarified under the examination and analysis of the so-called "victims theory" or the "theory of victims position and their right and/or competence.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,600,000	480,000	2,080,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：犯罪被害者、被害者の地位・権利・権限、被害者参加制度、損害賠償命令制度、裁判員制度、裁判員裁判、被害者の保護、被害者への情報提供

1. 研究開始当初の背景

近時、わが国でも、先進諸外国の影響や世論の問題意識の高まりなどを受けて、犯罪被害者（以下では、被害者遺族等を含む）の存在が大いに注目されるようになった。法は、犯罪者（被疑者・被告人）の権利保障だけでなく、不幸にして刑事事件に巻き込まれた被害者に対してももっと配慮し、刑事司法における被害者の地位を強化すべきではないか、というのである（被害者論ないし被害者の地位・権利論）。現に、ここ数年、わが国の犯罪被害者に関する研究はかなり進展し、また、実務運用上も改善のための努力が図られている。立法としては、2000（平成12）年に、いわゆる「犯罪被害者保護関連二法」の制定があり、刑事訴訟法等の関連法規が改正・新設された。さらに進んで、長年にわたる被害者保護施策要請の成果として、2004年末に「犯罪被害者等基本法」が制定され、これを受けて、2005年末には、「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されて、現在、関係各所でその具体化の作業が進んでいる。刑事手続との関係では、とくに被害者の訴訟参加制度や損害回復制度の検討などが一層重要な課題となっている。

しかし、それらは依然として多くの課題を残しており、とくに新たな立法や法改正の作業も視野に入れて、被害者法制整備のため、緊急かつ精力的に検討を続けてゆく必要がある。犯罪被害者の地位や権利の研究は、今なお生成・発展途上にあるといわなければならない。

このような状況に加えて、2009（平成21）年には、いわゆる「裁判員法」が施行され、殺人などの重大事件について裁判員制度が導入されることが決定されている。裁判員裁判が行われる割合は、数パーセントに止まると予想されているが、そこでは、法定刑に死刑も含まれる重大事件が扱われる上、一般市民が裁判員として事実認定や量刑に関与するため、他の一般刑事裁判の場合にはない特有の問題点も数多く指摘されている。そのため、裁判員裁判における犯罪被害者への的確な対応・運用や法整備は、一般事件以上に必要不可欠といわなければならない。しかるに、この点についての問題意識は、従来極めて乏しかったのではないと思われる。

2. 研究の目的

本研究は、以上の背景事情を視野に入れ、

とくに裁判員裁判の下での犯罪被害者への対応や法制度整備のあり方を中心として考察を行おうとするものである。

一口に「犯罪被害者」と言っても、刑事司法との関係で論ずべき問題は様々である。ところが、わが国では従来、犯罪被害者がどのような場面でどのような問題に直面するのかが個々のにしか意識されず、全体として被害者にどのように対応すべきかが統合的・体系的に検討されてきたとはいえない面がある。これは、多分に、刑事法学の中の縦割りの思考が強すぎ、実体刑法学、手続刑法学、そして犯罪学・被害者学などの間での相互連関的視点がやや欠落していたことによると思われる。むしろ、1人の研究者が、そのすべてを研究対象とすることはとうてい不可能である。しかし、たとえば、刑事手続の流れに即して各段階で被害者の置かれた状況を直視し、被害者の抱える個々の問題点を的確に把握するとともに、刑事司法全体として、被害者のためにどのような対応が望ましいか（そして、それは運用でも可能か立法的措置が必要か、等々）を検討することは十分可能であり、かつ有益な作業であるといえよう。

そこで、本研究では、一方で、刑事手続の流れという時系列を念頭に置きつつ、他方で、①被害者の「保護」、②被害者への「情報提供」、③被害者の「参加」、④被害者の「損害回復・救済」という4つの主要論点について問題点を整理・分析し、刑事司法における犯罪被害者の地位や権利・利益の保障に向けた総合的・包括的施策策定のための基盤研究を行うことを目的とする。

これと併行して、裁判員裁判の場合にどこが一般の刑事裁判と異なる扱いを必要とするのかに十分留意して、検討を進めてゆく。具体的には、応募者が従来行ってきた研究成果も十分踏まえつつ、以下のように、幾つか

の点で創意・工夫を凝らすことを計画している。

3. 研究の方法

(1) まず、諸外国の現実の動きをその国の刑事司法全体との関係に留意し把握した上で、わが国への示唆を得る作業を行う。わが国の刑事訴訟法に多大の影響を与えている大陸法系の国でも英米法の国でも、犯罪被害者の地位・権利や救済策の問題は熱心に論じられており、法制度や規定の違いを越えてわが国に参考となる点はかなり多いため、わが国でも近年、諸外国の状況が紹介されることは増えつつある。しかし、当該の国の刑事司法全体や法運用の実情をも踏まえてわが国との比較法的検討を遂げたものは必ずしも多くないと思われる。

そこで、本研究では、そのような視点から諸外国における被害者の地位・権利や救済制度を立体的・実質的に整理・分析することとしたい。検討対象としては、主に、わが国との関わりが深く、かつ、被害者法制が進んでおり、しかも、わが国で裁判員制度導入を検討する際に、現に刑事裁判への国民参加を行っている国として参照されたドイツおよびアメリカを予定する。ただし、それ以外にも、新たな動向がみられる国にも注目する。

(2) 次に、わが国でも犯罪被害者の実態調査がある程度行われつつあるが、それを法制度設計に反映させる形で被害者施策に生かすまでに至っていないものが大半である。そこで、本研究では、これらの実態調査を再検討するとともに、先の法改正以後における実務の法解釈・運用を実務家への聞き取り調査などにより把握するように努め、よりよい対応策を考察するための前提作業とする。

(3) 以上のような検討を踏まえて、刑事手続における犯罪被害者の地位・権利について

理論的な再検討を加え、先の4論点に関する法解釈・運用・立法（法整備）の基礎理論を提示する。その際には、長年に渡り培われてきた被疑者・被告人の権利保障との関係をいかに考えるかが1つの重要な視座となる。それは、とくに前記の①から③に妥当しよう。

とはいえ、①、②は、かなりの程度コンセンサスが得られやすいのに対し、③については、学界・実務界で激しい争いがある。本研究では、多くの論点のうちで、とりわけ③に重点を置いて検討を進める。具体的には、被害者を刑事手続に直接関与させるべきか、関与させるとしてどのような形態が考えられる、である。これは、被害者法制構築にとって焦眉の重要課題である上、裁判員裁判では、これが先鋭的な形をとる可能性がある。したがって、諸外国の法制度をも視野に入れつつ、わが国の国情に即した形で十分に検討することが必要となろう。一方、④については、民刑分離思想の見直し（付帯私訴の再導入の可否など）や、刑法理論との関係（示談・和解のあり方など）にも及ぶ幅広い考察が必要となろう。

4. 研究成果

第1年度（2007年度）は、まず、先進諸外国における犯罪被害者法制の現状を正確に把握する作業を中心に研究を行った。この点は、従前に収集・整理した関連文献・資料を駆使しつつ、不足分を補完する形で作業を進めた。具体的には、被害者「保護」の問題について被害者証人以外の場合も含めて整理し、さらに、「情報提供」、「参加」、「損害回復・救済」へと対象を拡大した。研究対象国としては、すでに検討を深めてきたドイツから始めた。その際には、被害者法制の現実の動きを刑事司法全体との関係に留意し把握した上で、わが国への示唆を得る作業を

行った。併せて、アメリカ法についても、同様の検討に着手した。本年度の研究で特筆すべき点は、研究計画段階では予想していなかった早さで、わが国にも「被害者参加制度」および「損害賠償命令制度」を導入する立法作業（刑事訴訟法の改正等）が進捗し、2007年6月には国会で可決・成立したことである。これらが実施される事件は、まさしく（国民の司法参加制度としての）裁判員裁判対象事件とほぼ重なっているため、①これらの立法のあり方について考察を行うとともに、②これらと裁判員制度との関係についても検討を深めた。その際には、比較法的知見を参酌しつつ、わが国独自の刑事司法制度との関連を十分考慮した上で、全体としてバランスのとれた法制度のあり方を考案・提言するように努めた。

第2年度（2008年度）は、まず、前年度に引き続き、先進諸外国における犯罪被害者法制の最新の状況を把握・分析する比較法的研究に取り組んだ。具体的には、主にドイツ法につき、被害者に対する「保護」、「情報提供」、「参加」、「損害回復・救済」へと対象を拡大した。これとあわせ、アメリカの被害者法制につき文献・資料の収集・検討を行い、その上で、ドイツ法制と対比する形で研究を進めた。従来の研究では、個々の国が分断される形で扱われる傾向があったので、本研究では、両国法制の背後にある基本思想の共通点・相違点にも考察を及ぼし、わが国刑事訴訟への示唆・影響力を明らかにするように努めた。一方、計画では、既存の犯罪被害者実態調査に加え、わが国における近時の法改正以後の実務での法解釈・運用・問題点等を実務家への聞き取り調査等により理解する作業にも従事する予定であったが、計画段階では想定していなかった早さで新たな被害者権限拡充法制（特に「被害者参加制度」、「損害賠償命令

制度」が進展を見せたため、これらの内容の検討とともに、裁判員制度との関係についての検討を優先的にを行い、その過程で、実務家からの聞き取り調査を実施した。あわせて、裁判員裁判については、施行を翌年度に控え、模擬裁判事例等も増えたので、それらを活用して、できるだけ実態に即した法制度整備のための基礎的研究に従事した。その際には、比較法的知見を参酌しつつ、わが国独自の刑事司法制度との関連を十分考慮した上で、全体としてバランスのとれた法制度のあり方を検討・考案するように努めた。

第3年度(2009年度)は、主に、前年度までの成果を踏まえて研究成果の取りまとめに従事した。具体的には、①諸外国の犯罪被害者法制について分析・検討した結果を整理し、わが国の法解釈・運用・立法(法整備)への示唆を抽出した。また、②これと対比する形で、わが国の解釈論・運用論・立法論につき包括的に再考察を加えるとともに、③わが国の従来の実態調査や新たに行った聞き取り調査の結果等を集約し、わが法の解釈・運用・制度上の特徴や検討課題・問題点を明らかにした。

他方で、本年度の大きな特徴として、④前年度の2008年12月から実施された被害者参加制度、損害賠償命令制度に加え、2009年5月から、裁判員制度の下での裁判員裁判が実際に施行されたため、模擬裁判だけでなく実際の裁判事例を踏まえた考察が必要となったことが挙げられる。裁判員裁判の多くの事案では被害者参加等が行われており、それに伴う検討課題・問題点も具体的・現実的なものとなった。そこで、上記①ないし③および実際の事例の分析・検討を踏まえ、わが国の被害者法制をめぐる解釈論・運用論・立法論のあるべき方向性を探究・提示するとともに、裁判員裁判における被害者法制整備の提

言を取りまとめるように努めた。より具体的には、被害者参加人と被害者参加弁護士、検察官との間での意思疎通のあり方、被害者参加に伴う不当な重罰化のおそれの回避策、被告人の十全な防御権保障のための取組み、公判二分論的な運用のあり方などが重要な課題であり、本研究では、これらについても相応の検討・考察を試みた(これらの成果については、今後できるだけ早く公刊できるよう引き続き努力する)。

刑事司法制度改革の必要性が国民的レベルで強く要請されている今こそ、一方で犯罪被害者という国民への対応と、他方で裁判員という国民への対応という、2つの問題の交錯領域を対象とする本研究のテーマについて掘り下げた考察を行うこと、そして、検討課題の摘示・分析およびそれに基づく具体的提言を行うことは、きわめて有益である。本研究は、必ずしも所期の成果を十分挙げることができるとはいえないが、錯綜する被害者論を一つの視点から相当程度整理・再吟味することができるとともに、論点自体は意識されながらも検討が不十分な状態にあった空白をかなりの程度埋めることができ、さらに、来るべき裁判員制度を中心とした刑事司法の改革にも、一定の寄与を提供できたものと思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

- ①加藤克佳、日本における市民の司法参加—裁判員制度の概要と課題、法と心理9巻1号、18頁—23頁、2010年、査読有り
- ②加藤克佳ほか(4名中3番目)、裁判員制度の経験と課題—制度開始直後の運用を見

て、法学セミナー660号、10頁-19頁、
2009年、査読あり

- ③加藤克佳、犯罪被害者の権限拡充法制の意義と課題、刑法雑誌47巻3号、393頁-408頁、2008年、査読あり
- ④加藤克佳、裁判員制度、刑法雑誌47巻2号、306頁-310頁、2008年、査読あり
- ⑤加藤克佳、裁判員裁判の課題と展望—法曹三者の主張を手がかりとして、刑法雑誌47巻1号、137頁-152頁、2007年、査読あり
- ⑥加藤克佳ほか(6名中3番目)、犯罪被害者の権利利益保護法案をめぐって、ジュリスト1338号、2頁-47頁、2007年、査読あり
- ⑦加藤克佳、誤判の防止と救済—再審問題の学び方、法学セミナー630号、34頁-37頁、2007年、査読あり

[学会発表] (計3件)

- ①加藤克佳、(裁判員制度シンポジウム) 日本と韓国における市民の司法参加の新しい潮流と法心理学、法と心理学会第9回大会、2008年10月19日、南山大学
- ②加藤克佳、(ワークショップ) 裁判員制度、日本刑法学会第85回大会、2007年5月27日、名城大学
- ③加藤克佳ほか(5名中4番目)、(共同研究分科会) 犯罪被害者と刑事手続、日本刑法学会第85回大会、2007年5月26日、名城大学

[産業財産権]

- 出願状況 (計0件)
- 取得状況 (計0件)

[その他]

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

加藤 克佳 (KATO KATSUYOSHI)
愛知大学・法学部・教授
研究者番号：20202012

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし